平成２２年（フ）第１００８号
仙台市太白区東中田６丁目５番10号
破産者　今野　拓美
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４９号
仙台市宮城野区福田町２丁目12番41号
破産者　土井かづゑ
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９５号
仙台市太白区ひより台21番19号
破産者　大槻とし子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５１２号
福井市学園２丁目５番５号　岡本マンション305、開始決定時の住所福井市光陽３丁目７番２号
破産者　春日技建こと　南坂喜代春
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
福井市下江守町第23号１番地４
破産者　山﨑　　孝
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
福井県鯖江市本町１丁目４番11号
破産者　堀　　文治
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
長野県松本市埋橋２丁目11番18―２号
破産者　三ツ木孝英
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２５号
静岡県下田市蓮台寺504番地の１
破産者　大野　茂樹
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３２６２号
名古屋市南区戸部町１丁目40番地の１　サンハイム戸部２Ｂ号、開始決定時の住所名古屋市南区扇田町23番地の１　プレジオ本笠寺204号
破産者　泉舟ことかぶと虫こと　仲野　和男
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２９３号
名古屋市天白区植田南１丁目303番地　柊三番館Ａ棟203号
破産者　水野　芳裕
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４６号
名古屋市北区東味鋺３丁目601番地　グリーンコーポ味鋺403号
破産者　金田　　朗
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６７号
名古屋市西区天塚町１丁目40番地　ときわビル201号
破産者　成田　博子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２９号
愛知県知多郡南知多町大字内海字東前田１番の２地
破産者　山本　和男
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８５号
名古屋市昭和区菊園町６―15、住民票上の住所名古屋市緑区漆山148番地　グローリアスヒルズ大高緑地公園805号
破産者　大塚　雅裕
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９４号
愛知県愛知郡長久手町熊田402番地　ロイヤル伊東２―Ａ
破産者　桑田　敏博
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９０５号
名古屋市港区潮凪町１番地の３　雇用促進住宅汐凪港湾宿舎１棟405号
破産者　小関　隆浩
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３１号
愛知県弥富市前ケ須町勘助走29番地１　プレジオＢ―101
破産者　伊藤　直樹（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３０号
名古屋市瑞穂区石田町２丁目24番地の２　市営石田荘101号
破産者　北村　廣司
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部